

旧都市計画法施行以降戦前期（1920～1945）に おける災害後の都市復興の実施状況 ー 旧都市計画法適用との関連に着目してー

伊東 孝祐¹・大沢 昌玄²・伊東 孝³・山浦 直人⁴

¹ 正会員 都市・土木史研究所（〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-22-5-112）
E-mail: geddylec@west.cts.ne.jp

² 正会員 日本大学准教授 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8）
E-mail: moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp

³ 正会員 日本大学上席研究員 理工学研究所（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）
E-mail: bridge3890@yahoo.co.jp

⁴ 正会員 株式会社千代田コンサルタント（〒388-8011 長野県長野市篠ノ井布施五明 341-7）
E-mail: yama3417@mx2.avis.ne.jp

本論は災害復興と旧都市計画法適用との関係に着目し、旧都市計画法施行以降の災害後の都市復興の実施状況を広く計画策定の観点から明らかにすることを目的としたものである。対象期間は 1920 年から 1945 年とし、1 都市の罹災戸数が 500 戸以上の災害（火災、風水害、地震災害）を調査対象とした。既存資料を整理・分析した結果、旧都市計画法適用都市もしくは都市計画区域内にある都市は 126 都市中 60 都市あり、そのうち 40 都市において災害後都市復興の計画策定が行われていた。また 40 都市中 8 都市は被災後、旧都市計画法適用都市となり計画策定を行っていた。策定された計画は多様であるが、特に土地区画整理、街路が多く見られた。

Key Words: 災害、都市復興、旧都市計画法、適用都市、復興計画、戦前

1. はじめに

古来より日本はその地勢等から火災・風水害・地震災害・火山噴火災害といった災害の多い国であり、災害のたびにその対応に追われてきた。人口の集中する都市部においては、ひとたび災害が発生すればその被害は甚大なものとなることから、災害に強い都市づくりは都市経営上の重要な点となっている。

1919（大正 8）年の旧都市計画法制定以降、災害発生後、災害に強い都市につくり替えると同時に、都市が抱えている諸問題の解決を図り、将来の成長を見据えた都市づくりを行うことを目的として、都市復興のための都市計画を策定し、都市計画事業として都市復興を行う事例が見られるようになってきた。

都市復興に関するこれまでの研究としては、災害後の都市復興を都市計画の視点から言及したものとして、戦前期の主な大火・震災の復興計画についてまとめた越沢の著書¹⁾があり、戦前戦後を通じた主要な災害の復興計画については越山の研究²⁾がある。個別災害の復興計画

については研究の蓄積のある関東大震災を除くと、越山³⁾、島崎⁴⁾、坂口⁵⁾、昌子⁶⁾、山浦⁷⁾の研究があるが、大規模災害事例に限られている。災害復興における土地区画整理事業については、その実態、事業推進思想、施行者等に関する大沢の研究^{8) 9) 10)}、制度史に関する築瀬の研究¹¹⁾、災害復興だけではなく広く土地区画整理の制度史を扱った石田の研究¹²⁾がある。大沢の研究は大規模災害だけでなく中小規模災害まで幅広く取り扱っているが、土地区画整理以外については言及されていない。

本研究は、災害復興と旧都市計画法適用との関係に着目し、都市計画法施行以降の災害後の都市復興の実施状況を広く計画策定の観点から明らかにすることを目的とする。まずは対象期間内に発生した災害を明らかにし、そのうちどれくらいの都市で都市復興が行われたのか、旧都市計画法適用との関係はどうなっているのか、具体的にどのようなことが計画されたのかを明らかにするとともに計画策定の視点から見た都市復興の特徴等について考察する。過去に策定された計画は先人達の知恵や工夫が込められたものであり、新たな計画策定にあたって

は、先人達の知恵や工夫を充分理解した上で行われるべきである。過去の復興計画を研究することはこのような点に意義があると考えられる。

2. 対象災害ならびに対象都市の抽出

(1) 対象および基礎資料

災害は、旧都市計画法が施行された1920（大正9）年1月1日から1945（昭和20）年末までに発生した火災、風水害（集中豪雨・台風）、地震災害（火災・津波・その他）のうち、1都市での罹災戸数が500戸以上のものを対象とした。また500戸未満であっても、災害後、復興のための計画策定、土地区画整理の実施など都市計画的対応が図られた事例については別途抽出している。

災害事例の抽出ならびに罹災戸数の把握は、『環境・災害・事故の事典』（丸善）を基本資料として、『日本火災史』の各巻および各事例の災害誌で補足した。都市計画に関する事項の把握に関しては『官報』の各号を基本資料として、『土地区画整理のあゆみ』（日本区画整理協会）および各事例の災害誌を補足資料として用いた。なお、風水害の罹災戸数は住居系のみとし、流出、倒壊、半壊、床上浸水、床下浸水の合計とした。また策定計画が復興のための計画であるかどうかの確認については各災害誌ならびに国立公文書館所蔵の内閣認可資料記載の理由書から判断した。

(2) 抽出結果

基本資料とした『環境・災害・事故の事典』に、火災は106事例、風水害は46事例、地震災害は8事例、対象外とした火山噴火災害は22事例が記載されていた。1都市の罹災戸数が500戸以上の災害事例の抽出結果を表-1に示す。52災害事例126都市あり、事例では火災が最も多く、対象被災都市数では風水害の台風が最も多かった。1都市の罹災戸数が500戸未満ではあるが都市復興が行われた災害事例の抽出結果を表-2^{31), 32)}に示す。35災害事例67都市あり、事例数では500戸以上と同様に火災が最も多かったが、対象被災都市数は地震津波が最も多かった。風水害については、災害全体の罹災戸数は記されているが、都市別の罹災戸数を記した資料については各災害誌以外に見いだすことができなかったため、対象事例数は他と比較して少ない。

3. 旧都市計画法適用状況ならびに計画策定状況

(1) 旧都市計画法適用状況ならびに計画策定状況

193都市を対象として、旧都市計画法適用状況等を6

表-1 1都市の罹災戸数が500戸以上の災害事例¹³⁾⁻³⁰⁾

	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
事例数	36	3	5	4	2	2	52
都市数	36	6	47	13	14	10	126

表-2 1都市の罹災戸数が500戸未満で都市復興が確認できた事例

	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
事例数	31		1	1	2		35
都市数	32		3	2	31		67

表-3 旧都市計画法適用状況（罹災戸数500戸以上）³¹⁾

分類	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
A	11	3	7	3	5	4	33
A'	9	1	4	3	1		18
B	6		6	5			17
B'	4		3				7
C	1				3		4
C'	1				3		4
D	3				1		4
D'	3				1		4
E							
E'							
F				2	5		7
計1	21	4	14	8	9	4	60
計2	17	1	6	3	5	0	40

注) A：災害以前に旧都市計画法適用都市の指定を受けていた都市数
B：災害以前に適用都市でなかったが都市計画区域に含まれていた都市数
C：災害後、半年以内に旧都市計画法適用都市の指定を受けた都市数
D：災害後、半年以上たつて旧都市計画法適用都市の指定を受けた都市数
E：災害後、都市計画区域内に含まれる変更を行っている都市数
F：指定都市以外・区域外ではあるが災害後、計画策定が行われた都市数
：うち災害後、計画策定が行われた都市数
計1：旧都市計画法適用もしくは都市計画区域内都市数の合計
計2：災害後、計画が策定された都市数の合計

表-4 旧都市計画法適用状況（罹災戸数500戸未満）^{31), 32)}

分類	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
A'	16		2				18
B'	2						2
C'	11				3		14
D'	1						1
E'	1						1
F'	1			2	28		31
計2	32		2	2	28		67

注) 分類等は表-3に同じ

分類して罹災戸数500戸以上、500戸未満に分けて整理した結果を表-3、表-4に示す。1都市の罹災戸数が500戸以上の場合、旧都市計画法適用都市（以下、「適用都市」と称する）もしくは都市計画区域内の都市は60都市で、対象都市の5割弱であった。そのうちの2/3にあたる40都市で計画策定が行われていた。これは対象都市の3割にあたる。このうち災害後に適用都市となった、もしくは

は都市計画区域に含まれた都市は8都市あり、全ての都市で計画策定が行われたことから、被災後に適用都市もしくは都市計画区域に含まれる変更が行われた都市は、基本的に都市復興のために変更が行われたといえる。

1 都市の罹災戸数が500戸未満の場合、適用都市もしくは都市計画区域内の都市は52%と半分弱であるが、適用外の都市の大半は昭和三陸地震で被災した岩手県および宮城県の諸都市である。これらを除けば比較的罹災規模が小さな都市での災害後、都市復興が計画された都市は適用都市もしくは都市計画区域内都市であったといえる。

計画策定が確認できた都市は合わせて107都市あったが、適用都市もしくは都市計画区域に含まれる都市で災害後に計画策定を行っている都市は、基本的に火災もしくは地震災害（火災・津波）に見舞われた都市に限られており、風水害の場合、計画策定が行われた事例は、室戸台風および阪神大水害しか見られなかった。風水害の場合は災害復旧が主目的となり、都市が抱える諸問題解決のための都市改造につながりづらい点があるのではないと思われる、このような差異が生じたと考えられる。

（2）策定された計画の概況

災害後に都市復興のための計画が策定された事例を表-10、表-11に示す。また法定計画および法定外計画と分けて計画内容毎に集計した結果を表-5³¹⁾、表-6³³⁾⁻³⁶⁾、表-7^{31), 32)}、表-8^{35), 37)}に示す。ここでいう法定外計画とは旧都市計画法もしくは市街地建築物法に基づかない計画の意味である。罹災戸数500戸以上では様々な法定計画が策定されていたが、特に街路および土地区画整理を策定している都市が多くみられた。街路および土地区画整理以外の法定計画が策定された都市は、関東大震災、函館大火、室戸台風、静岡大火、鳥取地震といった比較的罹災規模の大きな災害の都市に限られていた。罹災戸数500戸未満では罹災戸数500戸以上とは異なり、土地区画整理が圧倒的に多く、土地区画整理、街路、防潮堤、建築線指定以外に法定計画は確認できなかった。

次に比較的多く策定されていた街路および土地区画整理の計画策定を行った都市に着目する。街路および土地区画整理の計画策定状況を表-9に示す。両方が策定された都市は17都市あるが、土地区画整理のみが41都市、街路計画のみが42都市存在する。しかし街路計画のみの都市のうち昭和三陸地震による岩手・宮城県の35都市を除くと街路計画のみの都市はわずか7都市しかない。土地区画整理のみの都市における罹災戸数と土地区画整理施行面積の関係を図-1^{13)-15), 32)}に示す。施行面積は8.0ha以下、罹災戸数250戸以下に集中している。土地区画整理しか行わなかった都市は被災規模が比較的小さな都市であるといえる。

表-5 法定計画策定状況（罹災戸数500戸以上）（単位：都市数）

	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
街路	7	1	3	3			14
区画整理	7						23
	7		4		3		
				2			
公園	2			2			4
運河			1	2			3
水利	1			1			2
防潮堤			5				5
水道	1						1
下水道			1	1			2
市場				2			2
防火	1			2			3
用途	1		1				2
建築線	1						1

注：1) 区画整理の上位は旧都市計画法第12条に基づく組合施行、中段は旧都市計画法第13条に基づく行政施行、下段は特別都市計画法（1923）に基づく行政施行

2) 水利は防火用水利施設、市場は中央市場、防火は防火地区、用途は用途地域の一部変更の略、建築線は建築線指定

表-6 法定外計画策定状況（罹災戸数500戸以上）（単位：都市数）

	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
街路	1			2	7		10
区画	1						1

表-7 法定計画策定状況（罹災戸数500戸未満）（単位：都市数）

	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
街路	5						5
区画整理	22						34
	8				3		
	1						
防潮堤			2				2
建築線	2						2

注：1) 区画整理の上位は旧都市計画法第12条に基づく組合施行、中段は旧都市計画法第13条に基づく行政施行、下段は施行者不明

表-8 法定外計画策定状況（罹災戸数500戸未満）（単位：都市数）

	火災	風水害		地震災害			計
		豪雨	台風	火災	津波	他	
街路				2	28		30
区画				2			2

表-9 街路及び土地区画整理の計画策定状況^{31), 32)}

	法定街路計画	街路計画	街路計画なし
区画整理（旧都計法12条）	5都市		24都市
区画整理（旧都計法13条）	8都市		17都市
区画整理（1923特別都計法）	2都市		
区画整理（耕地整理法）		2都市	
区画整理なし	4都市	38都市	4都市

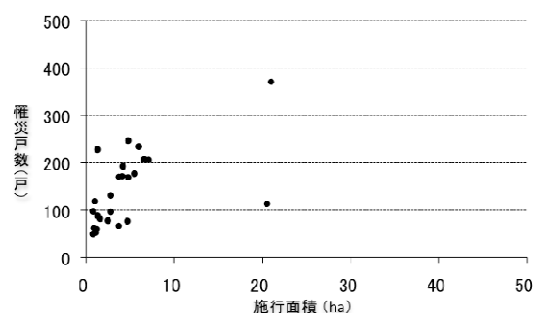
都市復興が行われた災害は火災が最も多いが、その復興計画は、土地区画整理、街路計画が主体であり、それ以外の、例えば、適度な空地を生み出す公園や延焼遮断や防火ブロック形成のための防火帯、消火活動支援のための防火用水利施設の計画策定や不燃化建築の促進のための防火地区の指定が行われた都市は少ない。

公園や防火帯はある程度大きな空間が必要であり、財源が限られている中、その用地を確保するためには、大規模な土地区画整理の実施に頼らざるを得ない。公園や防火帯を盛り込んだ計画を策定した都市は100ha以上の土地区画整理を行った、東京市、横浜市、函館市、静岡市しか見られなかった。

防火用水利施設は1935（昭和10）年5月7日の都市計画法施行令改正時に都市計画施設に追加されたが^[1]、都市計画決定され始めたのは1937（昭和12）年4月2日に防空法が公布され、同年9月の第72帝国議会で防空施設補助費として防火用水利施設費が六大都市および北九州地方の各都市に限り認められて以降で、東京市（昭和12年12月3日内閣認可）を皮切りに都市計画決定されるようになった。都市計画決定した都市は、戦前は15都市確認できたが^[2]、災害を受けた後に都市計画決定した都市は被災規模の大きかった静岡市、鳥取市しか見られない。

（3）都市復興における旧都市計画法適用の背景

1 都市の罹災戸数が100戸以上の災害と都市復興実施事例（昭和三陸地震は除く）の推移を図-2^{13)~30)}に示す。1934（昭和9）年以降災害発生が減少傾向となっているにもかかわらず、都市復興実施事例は減少していない。その傾向は表-10、表-11にからも確認できる。むしろ災害発生に対して都市復興を実施する都市の割合が増えたということが言える。これは、旧都市計画法の改正、都市計画標準の規定といった法制度の拡大がその背景にあると考えられる。内務省史によると、町村によっては旧都市計画法の適用が受けられないのであれば、市街地建築物法の適用を受けて、同法による建築線・用途地域等の規定を適用して市街地改造を行おうとする例が見られるようになったこともあり³⁸⁾、1933（昭和8）年3月22日に旧都市計画法が改正され（法律第22号）、適用都市が町村まで拡大された。また、1934（昭和9）年12月11日の旧都市計画法第13条の改正（法律第54号）により、災害ほか特別の事情がある場合は認可後1年未満でも公共団体の土地区画整理の施行可能になった。前後するが1933（昭和8）年7月には「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」が各地方長官および都市計画地方委員会会長に通達され、都市計画策定にあたっての技術基準が正式に示されたことにより^[3]、計画策定が標準化された。都市復興を実施する都市の割合が増えたのは、このような背景からだと考えられる。



注) 罹災戸数500戸以上、施行面積50ha以上は省略

図-1 土地区画整理のみ行われた都市の罹災戸数および施行面積

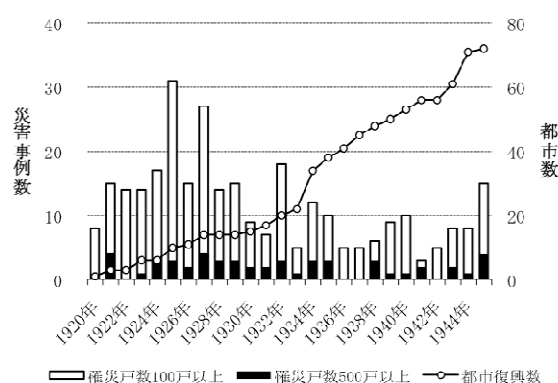


図-2 1都市の罹災戸数100戸以上の災害と都市復興実施事例の推移

適用都市となることが都市復興を行うにあたってどのようなメリットがあるのだろうか。将来を見据えた都市づくりを行うには都市計画を策定することが重要であることはいうまでもないが、一方で事業財源確保という点も指摘できる。災害復旧であれば国の災害土木費補助等の国庫補助金があるが、あくまでも現状復旧であり、都市復興は補助対象外である。復興は基本的に自治体単独費とならざるを得ず、財源の確保が課題となる。都市復興を都市計画事業として行う場合は、都市計画特別税（地租割・営業税・家屋税など）、受益者負担金等を財源とすることができる。また国府県道が都市計画事業の対象となった場合は国府県道改良都市計画事業助成費（国庫補助）の適用もある。都市復興を都市計画事業として執行した場合、金額的にはそれほど大きくないにせよ、事業執行者としては有益だったと考えられる。

4. 都市復興の具体的計画内容

（1）既存計画の変更による都市復興

（a）堺市（1934室戸台風）³⁹⁾

堺市は1925（大正14）年2月12日に堺都市計画区域が⁴⁰⁾、1926（大正15）年3月26日に堺都市計画街路として16路線（一等大路4路線、二等大路12路線）が⁴¹⁾、

表-10 1 都市の罹災戸数が500 戸以上の都市復興事例^{13)-17), 21), 30), 31)}

災害名	災害発生日	都道府県	市町村名		罹災戸数 (戸)	旧都市計画法 適用施行日	策定計画		備考
			災害発生時	2014 年3 月			法定計画	その他	
四谷火災	1921.3.26	東京都	東京市四谷区	新宿区	604	1920.1.1	1921.3 区画整理		
浅草大火	1921.4.6	東京都	東京市浅草区	台東区	1,287	1920.1.1	1921.4 区画整理		
関東大震災	1923.9.1	東京都	東京市	特別区	218,994	1920.1.1	1924.3.11 街路・河川 1924.3.19 区画整理 1924.3.31 公園 1924.4.30 中央市場 1924.7.3 小公園 1924.12.24 下水道 1925.1.26 用途地域 1925.4.2 防火地区	公共施設等	
		神奈川県	横浜市		55,826	1920.1.1	1924.3.11 街路 1924.7.3 区画整理 1924.12.24 河川 1925.1.23 公園 1925.8.11 防火地区 1926.3.3 中央市場	公共施設等	
			横須賀市		4,700	1928.1.1		街路、地域制	
		東京都	日暮里町	荒川区	2,018		1925.4.9 区画整理		1922.4.24 東京都市計画区域
北但馬地震	1925.5.23	兵庫県	豊岡町	豊岡市	985	1950.4.1		街路、地区制	
沼津大火	1926.12.10	静岡県	沼津市		759	1927.4.1		区画整理	
彦三大火	1927.4.21	石川県	金沢市		644	1923.7.1	1927.6.22 街路 1928.2.3 区画整理		
山中町大火	1931.5.7	石川県	山中町	加賀市	804	1933.8.21	1931.8.28 街路・建築線 1935.5.3 区画整理		街路、建築線は果認可
末次大火	1931.5.16	島根県	松江市		671	1928.1.1	1932.5.16 区画整理 1932.12.9 街路		
大宮町大火	1932.4.21	静岡県	大宮町	富士宮市	1,168	1933.10.25		街路、建築線	
小松大火	1932.10.22	石川県	小松町	小松市	1,120	1933.8.21	1934.12.28 区画整理		
昭和三陸地震	1933.3.3	岩手県	釜石町	釜石市	1,711	1933.7.28		街路、宅地造成 防波堤	
			大槌町		670			街路、宅地造成 海岸堤防	
			山田町		586			街路、海岸堤防	
			田老村	宮古市	515			街路、宅地造成 海岸堤防	
		宮城県	唐桑村	気仙沼市	560 棟			街路、宅地造成	
			女川町		1,325 棟	1934.5.17		街路、宅地造成	
			十五浜村	石巻市	982 棟			街路、宅地造成	
函館大火	1934.3.21	北海道	函館市		22,667	1923.7.1	1934.4.20 街路・公園・区画整理、1934.6.22 用途変更、1935.3.28 防火地区、1936.4.23 水道	防火帯、官庁街、小学校	
室戸台風	1934.9.21	大阪府	堺市		7,267	1923.7.1	1934.12.12 用途変更、1935.3.28 街路・区画整理・防潮堤	公共施設	
			岸和田市		1,495	1928.1.1	1035.3.28 防潮堤		
		兵庫県	尼崎市		7,898	1923.7.1	1935.3.30 街路・運河・区画整理		
			大庄村	尼崎市	1,938		1935.3.30 区画整理		1925.2.4 尼崎都市計画区域
			西宮市		3,871	1926.4.1	1935.3.30 防潮堤		県施行
			鳴尾村	西宮市	1,865		1935.3.30 区画整理・防潮堤		1927.12.14 西宮都市計画区域
			稲置村	芦屋市	1,447		1935.3.29 下水道 1935.3.30 街路・防潮堤		
新発田大火	1935.9.13	新潟県	新発田町	新発田市	684	1934.2.24	1936.7.17 区画整理		
阪神大水害	1938.7.3	兵庫県	神戸市		150,973	1920.1.1	1940.3.9 街路	砂防、河川等	
氷見町大火	1938.10.14	富山県	氷見町	氷見市	1,309	1935.10.4	1938.10.8 区画整理		
静岡大火	1940.1.15	静岡県	静岡市		5,121	1923.7.1	1940.2.6 街路・区画整理・公園・防火水利	防火帯	
新湊大火	1941.4.16	富山県	新湊町	射水市	503		1941.5.19 区画整理		1926.4.12 高岡都市計画区域
三本木大火	1941.5.12	青森県	三本木町	十和田市	687	1935.6.22	1941.9.29 街路		
鳥取地震	1943.9.10	鳥取県	鳥取市		7,749	1928.9.10	1941.2.9 街路・防火水利	必需物資総合配給所等	
魚津大火	1943.11.27	富山県	魚津町	魚津市	10,000	1935.10.4	1944.1.27 区画整理		
東南海地震	1944.12.7	三重県	尾鷲町	尾鷲市	2,326	1933.10.20	1945.6.12 区画整理		
			島津村	南伊勢町	522	1945.2.13	1945.6.12 区画整理		
			吉津村	南伊勢町	1,736	1945.2.13	1945.6.12 区画整理		
四方の大火	1945.4.18	富山県	四方町	富山市	507		1946.1.15 区画整理 1950.3.31 街路		1936.4.6 富山都市計画区域

注：1) 策定計画の日付は認可日 2) 法定計画の区画整理について明朝体は行政施行、ゴシック体は組合施行、斜字は施行者不明

表-11 1 都市の罹災戸数が 500 戸未満の都市復興事例一覧 (13)-17), 21), 30), 31)

災害名	発生日	都道府県	市区町村		罹災戸数 (戸)	旧都市計画法 適用施行日	策定計画		備考
			災害発生時	2014 年 3 月			法定計画	その他	
火災	1920.12.30	東京都	東京市牛込区	新宿区	123	1920.1.1	1921 建築線		1920.12.1 市街地建築物法適用
北但馬地震	1925.5.23	兵庫県	城崎町	豊岡市	497	1936.9.14		街路、河川、区画整理等	
			港村	豊岡市	172			街路、区画整理	
火災	1927.1.29	福岡県	姪ノ浜町	福岡市	83		1927.6.13 区画整理		1925.4.22 福岡都市計画区域
白湯大火	1927.12.29	島根県	松江市		229	1928.1.1	1929.1.23 区画整理		
火災	1930.3.19	石川県	金沢市		63	1923.7.1	1930.8.22 区画整理		
火災	1932.1.17	青森県	鯉ヶ沢町		247	1951.2.26	1934.12.19 区画整理		
昭和三四地震	1933.3.3	岩手県	気仙町	陸前高田市	149			街路、宅地造成	
			広田村	陸前高田市	157			街路、宅地造成	
			小友村	陸前高田市	101			街路、宅地造成	
			大船渡町	大船渡市	297	1939.3.14		街路	
			末崎村	大船渡市	205			街路、宅地造成、海岸堤防	
			赤崎村	大船渡市	212			街路、宅地造成	
			綾里村	大船渡市	272			街路、宅地造成	
			越喜来村	大船渡市	146			街路、宅地造成	
			吉浜村	大船渡市	52			街路、宅地造成、海岸堤防	
			唐丹村	釜石市	272			街路、宅地造成	
			鶴住居村	釜石市	216			街路、宅地造成	
			船越村	山田町	255			街路、宅地造成	
			小本村	岩泉町	159			街路、宅地造成	
			田野沢村		129			街路、宅地造成	
			普代村		239			街路、宅地造成	
			種市村	洋野町	63			街路、宅地造成	
		宮城県	鹿折村	気仙沼市	182 棟			街路、宅地造成	
			大島村	気仙沼市	82 棟			街路、宅地造成	
			大谷村	気仙沼市	37 棟			街路、宅地造成	
			陸上村	気仙沼市	138 棟			街路、宅地造成	
			小泉村	本吉町	41 棟			街路、宅地造成	
			志津川町	南三陸町	273 棟	1937.6.11		街路、宅地造成	
			戸倉村	南三陸町	91 棟			街路、宅地造成	
			歌津村	南三陸町	322 棟			街路、宅地造成	
			十三浜村	石巻市	303 棟			街路、宅地造成	
			鮎川村	石巻市	51 棟	1939.10.14		街路、宅地造成	
			大原村	石巻市	320 棟			街路、宅地造成	
			坂元村	三元町	80 棟			街路、宅地造成	
大川大火	1933.4.11	北海道	余市町		207	1933.6.23	1933.8.21 区画整理		
火災	1933.7.29	静岡県	小山町		89	1933.8.29	1933.9.12 区画整理		
火災	1934.4.18	青森県	脇野沢村	むつ市	170	1934.12.19	1935.6.8 区画整理		
大聖寺大火	1934.9.9	石川県	大聖寺町	加賀市	371	1934.9.29	1935.4.11 区画整理		
室戸台風	1934.9.21	大阪府	高石町		不明	1933.12.28	1935.3.28 防潮堤		府施行
			大津町	泉大津市	不明	1933.12.28	1935.3.28 防潮堤		府施行
火災	1935.1.12	鳥取県	境町	境港市	359	1935.2.28	1935.9.17 区画整理		県認可
火災	1935.3.16	富山県	生地町	黒部市	235	1935.4.17	1935 区画整理		
火災	1935.4.12	新潟県	加茂町	加茂市	172	1933.10.27	1935.7.23 区画整理		
火災	1936.1.6	宮城県	塩竈町	塩竈市	50	1933.12.4	1936.6.30 区画整理		
城ヶ島大火	1936.2.2	神奈川県	三浦町	三浦市	97	1934.2.26	1936.12.17 区画整理		
火災	1936.8.15	新潟県	地藏堂町	燕市	171	1936.10.22	1936.11.10 区画整理		
玉屋町大火	1937.4.2	長野県	赤穂村	駒ヶ根市	61	1934.11.27	1937.9.4 区画整理		
志津川大火	1937.5.4	宮城県	志津川町	南三陸町	206	1937.6.11	1937.8.4 建築線 1938.2.18 区画整理		
							1937.10.14 区画整理		
下市大火	1937.5.11	奈良県	下市町		132	1937.6.15	1937.10.14 区画整理		
山代大火	1937.5.12	石川県	山代町		107	1937.5.29	1937.8.10 区画整理		
火災	1938.11.4	栃木県	藤原町	日光市	99	1936.6.29	1939.4.26 街路 1940.4.11 区画整理		
火災	1939.1.1	宮城県	女川町		81	1934.5.17	1939.2.22 街路 1939.4.4 区画整理		
火災	1939.5.19	長野県	上松町		178	1939.6.14	1939.8.2 区画整理		
火災	1940.3.13	石川県	輪島町	輪島市	79		1940.6.7 区画整理		1934.8.4 七尾都市計画区域
火災	1940.9.29	秋田県	能代市		68	1936.5.30	1942.3.17 区画整理		
火災	1941.2.6	神奈川県	横浜市		98	1920.1.1	1942.5.22 区画整理		生麦
火災	1943.3.14	長野県	上松町		120	1939.6.14	1943.12.3 区画整理		
大船渡駅前大火	1943.3.17	宮城県	大船渡町	大船渡市	166	1939.3.14	1943.11.17 街路・区画整理		
火災	1943.11.6	宮城県	鮎川村	石巻市	53	1939.10.14	1944.4.15 区画整理		
火災	1944.2.1	福島県	中村町	相馬市	193	1940.8.21	1944.3.17 区画整理		
飯坂大火	1944.7.1	福島県	湯野町	福島市	117		1944.8.19 街路 1944.9.2 区画整理		1944.8.19 飯坂都市計画区域
			飯坂町	福島市	不明	1943.2.20	1944.8.19 街路・区画整理		
黒川町大火	1944.10.13	北海道	余市町		78	1933.6.23	1946.2.18 区画整理		
東南海地震	1944.12.7	三重県	南輪内村	尾鷲市	105	1945.2.13	1945.6.12 区画整理		
			新鹿村	熊野市	114	1945.2.13	1945.6.12 区画整理		
			錦町	大湊町	不明	1945.2.13	1945.6.12 区画整理		

注：1) 策定計画の日付は認可日 2) 法定計画の区画整理について明朝体は行政施行，ゴシック体は組合施行，斜字は施行者不明

表-12 堺市における変更前後の用途地域面積比較⁴²⁾

	変更前面積	変更後面積	備考
住居地域	約 312 万坪	約 276 万坪	-36 万坪
商業地域	約 148 万坪	約 133 万坪	-15 万坪
工業地域	約 118 万坪	約 164 万坪	+46 万坪
未指定域	約 67 万坪	約 75 万坪	+8 万坪
計	約 645 万坪	約 648 万坪	+3 万坪

1927（昭和 2）年 10 月 27 日に用途地域が⁴³⁾それぞれ内閣認可となっている（図-3）。復興計画は、当時堺市唯一の工業地帯である被災地、元三宝村の工業地帯としての再生を柱とし、その内容は、i) 三宝海岸堤防の築造、ii) 街路の整備、iii) 土地区画整理の実施、iv) 公共施設（小学校、市庁舎、其他造営物）の改築で、土地区画整理を行う区域の民有地はすべて工業地域とする計画であった。街路網は元三宝村の区域に新たに幹線街路を東西方向に 6 路線、南北方向に 5 路線を配置するとともに、南方方向に避難道路を 3 路線計画している（図-4）。また“各種地域ノ有機的關係ヲ円滑ナラシメル”⁴⁴⁾ために用途地域の変更が行われている（表-12）。街路は二等大路 11 路線が堺都市計画街路事業として昭和 9 年度からの 3 ヶ年度事業として計画決定と同時に内閣認可となった⁴⁵⁾。土地区画整理は 1935（昭和 10）年 3 月 28 日に内閣認可となっているが、同年 4 月 11 日には都市計画事業として堺市が施行すること、受命日より 3 年以内に工事を完了することが命じられている（昭和 10 年 4 月 13 日内務省告示第 244 号）⁴⁶⁾。

(b) 尼崎市（1934 室戸台風）⁴⁸⁾

尼崎市は 1925（大正 14）年 2 月 4 日に尼崎都市計画区域が⁴⁹⁾、1929（昭和 4）年 9 月 6 日には 15 路線（一等大路 9 路線、二等大路 6 路線）が尼崎都市計画街路として⁵⁰⁾、1934（昭和 9）年 6 月 29 日には 12 本が尼崎都市計画運河として⁵¹⁾、それぞれ内閣認可となっている。復興計画は、都市計画上の見地からこの地方特有なる軍需工業、重工業に適応すべき工業地帯を形成することを柱とし、その内容は i) 計画策定後の情勢の変化に対応した全般的街路網の変更、ii) 低湿地の地揚げと排水を高めるための運河の新設拡幅、iii) 土地区画整理の実施、である。街路計画は 14 路線の追加、6 路線の区間変更、運河計画は三等 1 本の追加と四等 1 本の廃止である（図-5）。街路 7 路線（一等大路 1 路線、二等大路 6 路線）および運河 2 本が計画決定と同時に事業化された⁵²⁾。なお、街路・運河は都市計画法施行令第 3 条の規定により事業執行者は兵庫県知事に指定されている（昭和 10 年 4 月 13 日内務省告示第 252 号）。土地区画整理は 1935（昭和 10）年 3 月 30 日に内閣認可となっているが、同年 5 月 14 日には都市計画事業として尼崎市が施行すること、受命日より 2 年以内に工事を完了することが命じられている（昭和 10 年 5 月 16 日内務省告示第 336 号）⁵⁷⁾。画地

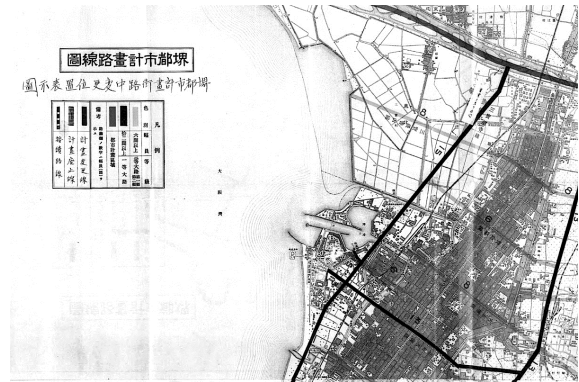


図-3 堺都市計画路線図（1934）（元三宝村部分）⁴⁷⁾

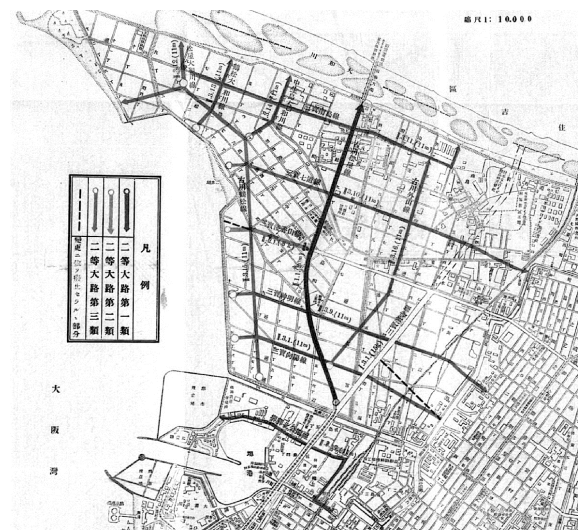


図-4 堺都市計画街路追加変更参考図（部分）⁴⁴⁾

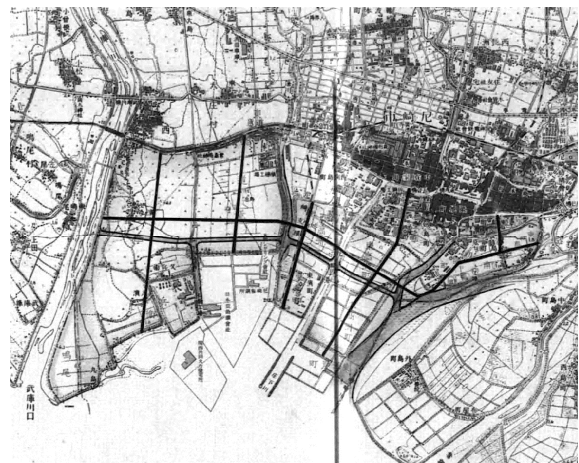


図-5 尼崎都市計画街路変更一般図（運河も含む）（部分）⁵⁴⁾

は主として大工場の建設に適応する様に決定している。

(c) 大船渡町（1943 大船渡駅前大火）

大船渡町は昭和三陸地震後、法定計画ではないが国有鉄道大船渡線新駅と海岸を連絡する幅員 11m の道路と、築港から県道に至る幅員 5.5m 乃至 12.0m の道路の 2 路線の新設拡幅が計画されている（図-6）。地震後の計画では海陸交通上の要衝であることから港および鉄道駅と

の連絡が重要視されていたが、大火後の計画では海陸交通の要衝はもとより“軍需工場ノ増設ニ伴ヒ交通量著シク増大シ且人口ノ増加ト共ニ住宅亦激増ノ趨勢”から“別途施セムトスル土地区画整理ニ資スルト共ニ将来ノ合理的発展ニ備ヘムトスル”という理由で10路線（二等大路8路線，一等小路2路線）が大船渡都市計画街路として計画決定された⁵⁵⁾（図-7）。昭和三陸地震後の計画と比較すると，新駅から海岸を連絡する街路は都市計画街路として計画幅員20mに拡幅されている。築港から県道に至る路線は都市計画街路となっていないが，土地区画整理区域内の区画街路として位置づけられている。

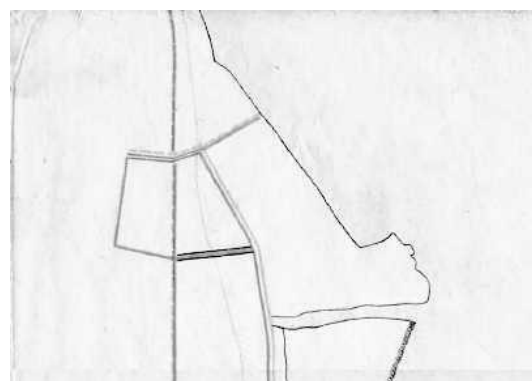


図-6 昭和三陸地震後の大船渡町の街路計画（部分）⁵⁷⁾

（2）区画整理を伴わない都市復興

（a）静岡県大宮町（1932 大宮町大火）³⁶⁾

大宮町は富士山本宮浅間大社の門前町であり中道往還の宿場町でもあった。災害後，市街地建築物法適用による都市復興を行うこととして復興の準備を進めた。復興計画は街路網計画ならびに街路整備に向けた府県道3路線・町村道15路線の建築線指定となっている。事業は建築線指定の認可を受けて1932（昭和7）年12月29日に着手され，1934（昭和9）年5月3日には復興竣工を記念して復興祭が開催された。大宮町全域を対象とする大宮都市計画街路は49路線（二等大路6路線，一等小路24路線，二等小路19路線）が事業竣工2年後の1936（昭和11）年12月8日に内閣認可となっている（図-8）。大宮町が復興事業に着手した時点では旧都市計画法の町村への適用拡大はまだ行われていなかったために，都市復興は“建築線指定+道路整備事業”により行わざるを得なかったといえる。また，門前町・宿場町を出自とする大宮町の被災した市街地は面的市街地ではなく線の市街地であった点も土地区画整理を伴わなかった要因のひとつであると考えられる。

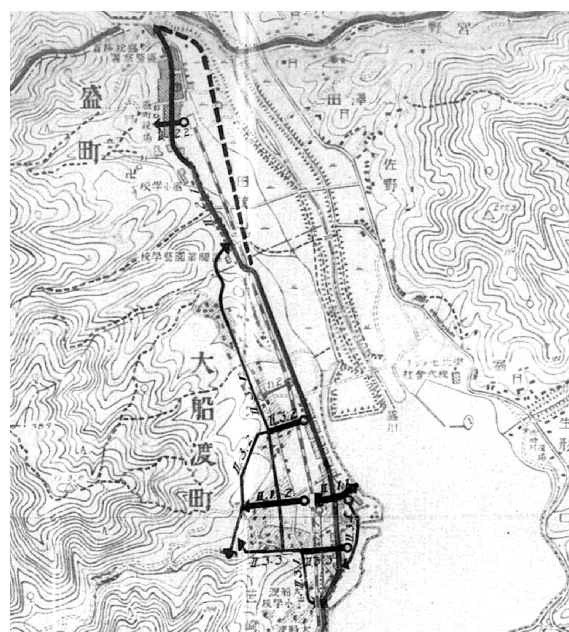


図-7 大船渡都市計画街路図（部分）⁵⁵⁾

（b）高石町・大津町・西宮市・精道村（1934 室戸台風）

大阪府高石町ならびに大津町はそれぞれ町域が1つの都市計画区域であるが，兵庫県精道村は村域が西宮都市計画区域内にある。これら市町村では防潮堤が都市計画決定している。大阪府内の防潮堤は，堺市大浜海岸から岸和田都市計画区域内春木町地先に至る延長12,280m，幅員20m～30.5m，高さO.P.+3.8m～4mの堤防で（図-9），これに接し陸側に幅員20mの植樹地帯を設け，更に堺市大浜通，海岸通および大津湊より春木川に至る区間は植樹帯に接して幅員8m，路面高O.P.+2.73mの遊歩道を敷設，完成後は風致地区に指定するとしている⁵⁶⁾。

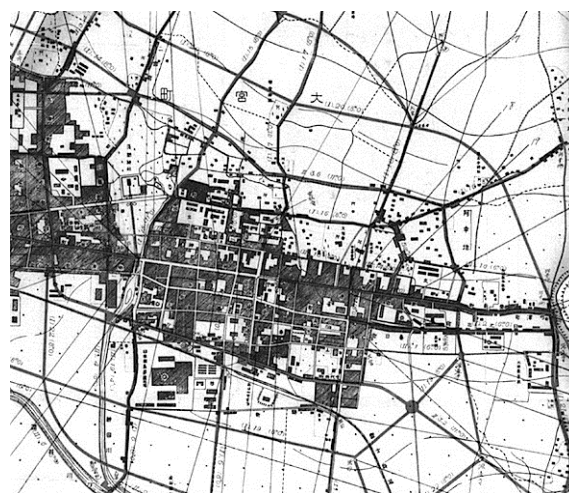


図-8 大宮都市計画街路網図（部分）⁵⁸⁾

兵庫県内の防潮堤は西宮都市計画区域に2箇所計画され（図-10），総延長3,346m，幅員20m，高さO.P.+5mの堤防で，全面張芝とし，これに接し浜側（土地の状況により陸側）に黒松・海桐花（トペラ）其他の灌木による植樹帯を設け，防潮防風は勿論，海辺一帯の風致を向上

させることも考慮されていた⁵⁹⁾。その後，防潮堤一帯を含む区域は西宮都市計画風致地区に指定された（1937年5月24日内務省告示第384号）。

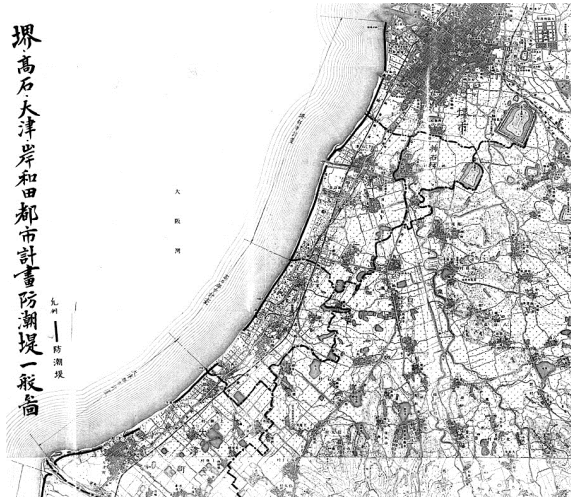


図-9 堺・高石・大津・岸和田都市計画防潮堤一般図 (部分) ⁶⁰⁾

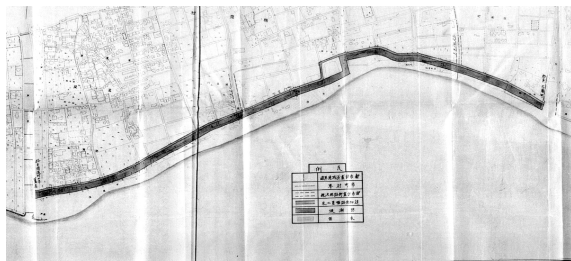


図-11 西宮都市計画追加街路平面図 (精道村) (部分) ⁶²⁾

精道村では防潮堤だけでなく、これに接続する道路 1 路線ならびに下水道計画が策定されている (図-11,12)。下水道計画の策定は、人口稠密かつ低湿地帯のため、豪雨に際しては氾濫して衛生上問題が生じていたことによる。防潮堤は旧都市計画法施行令第 3 条の規定により事業執行者は大阪府知事、兵庫県知事に指定されている (昭和 10 年 4 月 11 日内務省告示第 221 号ならびに同年同月 12 日内務省告示第 242 号)。

(3) 既存計画変更かつ区画整理を伴わない都市復興

(a) 三本木町 (1941 三本木大火)

三本木町は江戸末期 (万延年間) に京都の市街を模して町割が行われており、町は往還を中心に十二町四方の碁盤目状で本道路は 8 間 (約 16m)、裏道は 6 間 (約 12m) の道幅を有していた。旧都市計画法適用と同時に三本木都市計画区域も指定され、1939 (昭和 14) 年 4 月 28 日に三本木都市計画街路として 10 路線 (二等大路 6 路線、一等小路 4 路線) が内閣認可となった。復興計画では“火災ニ依リ本町ノ商業中心地ノ大半ヲ焼失シタルヲ以テ其ノ復旧ニ資スル共ニ将来ニ於ケル災害ヲ防止スル” ⁶⁴⁾ という理由から二等大路 3 路線の計画幅員拡張 (2 路線 16m→20m, 1 路線 11m→12m) および一等小路 1 路線の二等大路への変更 (計画幅員は 8m→12m へ拡張) が行われ (図-13)、都市計画事業として昭和 16 年度からの

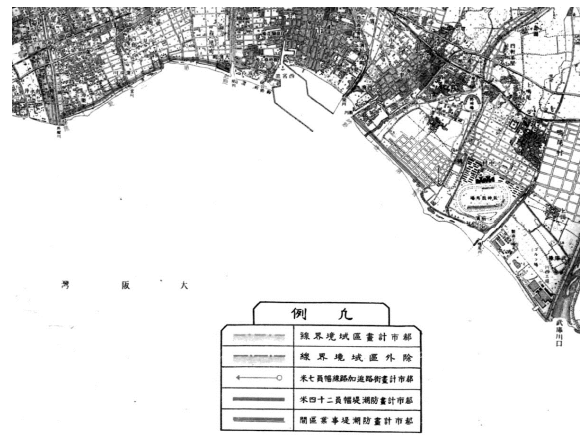


図-10 西宮都市計画防潮堤一般図 (部分) ⁶¹⁾

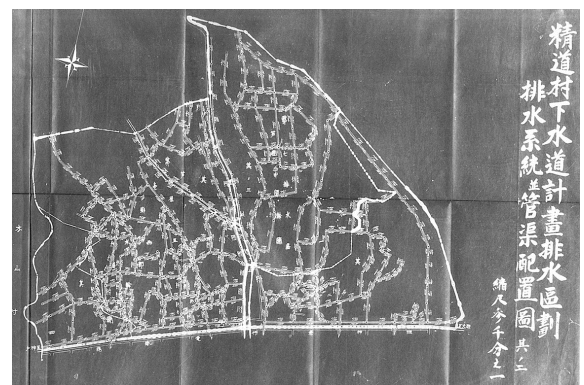


図-12 精道村下水道計画排水區別排水系統及管渠配置図 (其ノ二) (部分) ⁶³⁾



図-13 三本木都市計画街路一般図 (1941) (部分) ⁶⁴⁾

2 ヶ年度事業として認可された。三本木町において大火復興時に土地区画整理が行われなかったのは市街地の画地が整っていたからと考えられる。

(b) 鳥取市 (1943 鳥取地震) ⁶⁵⁾

1930 (昭和 5) 年 4 月 24 日に鳥取市全域が鳥取都市計画区域となり、1933 (昭和 8) 年 5 月 31 日には鳥取都市計画街路として 39 路線 (二等大路 25 路線、一等小路 14 路線) が内閣認可となっている。復興計画では戦時下と

ということもあり、耐震耐火はもとより将来予想される空襲や、資材・労力が逼迫している現状を十分考慮して策定された。その内容は、i) 街路、ii) 防空・防火施設、iii) 必需物資総合配給所の設置、iv) その他危険施設の市外への移転で、その趣意は議定街路のうち差当り緊要な幹線街路を拡幅し、都市防空上必要な施設を配置するというものであった。街路計画は既存計画に二等大路1路線が追加され、追加1路線と既存4路線の計5路線が鳥取震災復興都市計画街路事業として、昭和18年度からの2ヵ年度事業として認可された(図-14)。あわせて防火用水利施設として水路2路線と練石造の貯水槽10箇所(容量は50 m³以上)も計画決定・事業化されている。防火用貯水槽は既存の水路から水を貯水槽に誘導し、旧袋川に放流するというものであった。必需物資総合配給所は市内主要19箇所に設置し、土地建物には市において建設するとしている。鳥取地震からの復興事業は国庫補助が行われた数少ない事例の1つである^[4]。鳥取市において土地地区画整理が行われなかったのは、面的市街地整備ではなかったという点が考えられる。

(4) 都市復興の特徴的諸点

本項では計画策定の視点から見て興味深い諸点について述べる。

(a) 土地地区画整理を伴わない都市復興

災害後の都市復興は土地地区画整理を基本とし、被災規模が比較的大きい場合は都市の骨格たる街路と合わせた計画策定が行われ、さらに大規模災害では適度な空地を形成する計画が付加されているという構図が確認できる。一方で土地地区画整理を基本としない都市復興の事例も存在している。災害後の都市復興は都市が抱えている問題ならびに都市の将来像がそれぞれ異なるため三者三様であるが、土地地区画整理を伴わない都市復興の事例の特徴を敢えて挙げるとすれば、i) 画地が整っている、線的市街地であるといった都市の形態に特徴がある、ii) 旧都市計画法適用都市ではないという制約条件下の復興である、iii) 市街地整備ではなく防災施設を主とする復興である、という点が指摘できる。特に土地地区画整理を伴わない整備手法という観点からはii)の事例に見られる“建築線指定+道路整備事業”が注目される。建築線とは“市街地に於ける建築物の突出を許さざる所の線”⁶⁷⁾であり、“建築線の制度は道路用地を確保するところの目的をもっているものに外ならない”⁶⁸⁾ものである。災害後の都市復興における建築線指定は、耕地整理事業あるいは区画整理事業などの土地の交換分合を行う事業等と関連しておこなわれるものと、建築線指定だけで私道統制・市街地整備の効果を上げようとするものに区別される⁶⁸⁾。志津川町では1937(昭和12)年の大火後の土地地区画整理事業と関連して建築線指定が都市計画決定している(図

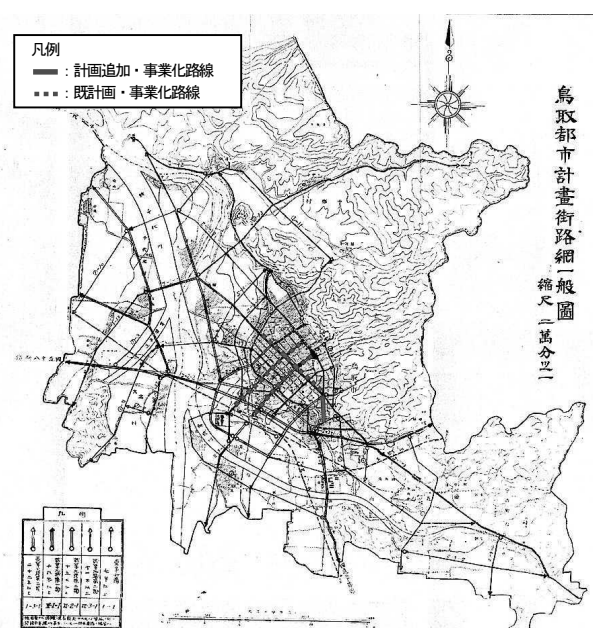


図-14 鳥取震災復興都市計画街路事業路線⁶⁶⁾
(1933 鳥取都市計画街路網一般図に加筆)

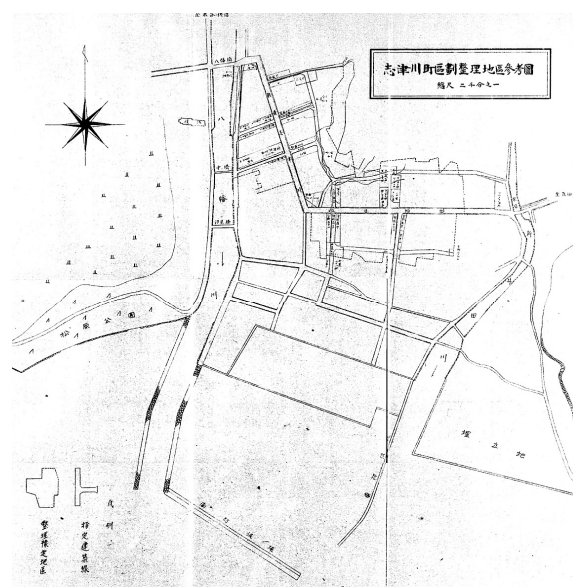


図-15 志津川町区画整理参考図⁶⁹⁾

図-15). 市街地建築物法に基づく建築線指定と都市復興の関連性について本論では言及していないので今後の課題として挙げられる。

(b) 防空的都市計画が根底にある都市復興

1937(昭和12)年の支那事変と防空法の制定(4月2日法律第47号)および施行(9月28日勅令第548号)、1940(昭和15)年3月30日の旧都市計画法の改正(法律第76号)で第1条の目的に“防空”が追加されたことは都市計画上大きな影響を与えた。これ以降の都市計画は2つの重要な課題に直面する。1つは地方計画および国土計画の樹立、そしてもう1つが防空的都市計画の実現である。防空的都市計画の考え方は大きくは都市の疎

開および分散と防空的構築（構造物の防空的改良、避難所の設置、防火施設の拡充等）の2点に大別される⁷⁰⁾。1937（昭和12）年以降の都市復興の計画思想を研究する上で、特に大都市において“防空的都市計画”は押さえておかなければいけない視点である。実際、1943（昭和18）年の鳥取地震後の鳥取市の復興計画では都市疎開（危険施設の市外への移転）、防空的構築（防空・防火施設）が盛り込まれている。

（c）工業地域で都市復興を行った堺市・尼崎市

通常、災害後の都市復興と言えば既成市街地が対象であることから、復興対象地域は住居地域もしくは商業地域が主たる地域となる。しかし、堺市および尼崎市では工業地域指定区域で都市復興を行っている。特に堺市においては用途地域の変更を行っている。都市復興で、工業地域への地域変更は1934（昭和9）年大火後の函館市において不適格建築物の移転先を工業地域に変更した前例がみられるものの⁷¹⁾、復興の主たる地域とした事例は戦前においては堺市および尼崎市以外には見られない。両市についてはこれ以外に、風水害後に都市復興を行った数少ない事例であり、1934（昭和9）年の旧都市計画法第13条改正後の最初の行政施行による土地区画整理が行われた事例でもある。

（d）風致を考慮した防潮堤計画

室戸台風からの復興にあたっては、高潮防御のために大阪府及び兵庫県沿岸に防潮堤が計画されたが、単に構造物を整備するだけでなく、海岸沿いに構造物を構築することからか海岸一帯の風致の向上も考慮して計画策定が行われている。植樹帯は風致向上だけでなく堤内外において波力を弱めるという実用的効果も期待されている。兵庫県側はその後、実際に風致地区に指定されている。東日本大震災においても防潮堤の計画が議論されている。構造（かたやコンクリート構造、かたや土構造）や計画高、津波・高潮の違いがあるものの計画思想は参考になる点ではないかと思われる。

5. まとめ

災害後の都市復興に関して既存資料を整理・分析した結果、得られた知見は次のとおりである。

1) 都市復興が行なわれた災害の種類

戦前期、都市復興が行なわれた災害は火災もしくは地震災害（火災、津波）がほとんどであり、風水害（集中豪雨、台風）における都市復興事例は、2事例しか確認できなかった。

2) 旧都市計画法適用都市における復興計画策定状況

1 都市の罹災戸数が500戸以上の災害において適用都市もしくは都市計画区域内にある都市は60都市あり、う

ち40都市において災害後都市復興の計画策定が行われていたことが確認された。また8都市は被災後、適用都市となり計画策定を行っていた。

3) 復興計画の内容

策定された計画は多様であるが、特に土地区画整理、街路が多く見られた。災害後の都市復興は土地区画整理が基本で、被災規模が比較的大きい場合は都市の骨格たる街路と合わせた計画策定が行われているという構図であった。

4) 都市復興の特徴的諸点

計画策定の視点からみた特徴的な点として、土地区画整理を伴わない都市復興、防空的都市計画が根底にある都市復興、工業地域での都市復興、風致を考慮した防潮堤計画の4点を指摘した。

災害復興に関する工学的歴史研究は十分な蓄積があるとは言いがたい。また災害後の都市復興の姿は、その都市が抱えている問題や将来像により三者三様であることから、都市復興に込められた先人達の知恵や工夫を充分理解するためには、個別都市毎の詳細な調査研究が必要となる。以上のことから今後の課題として、i) 1945年以降の都市復興の実施状況の把握、ii) 市街地建築物法に基づく都市復興実施状況の把握（特に建築線指定を中心として）、iii) 個別都市の復興計画の詳細研究、iv) 復興後の都市活動による復興計画・事業の変容とその要因分析の4点が挙げられる。

なお、本研究は、文部科学省科学研究費「各種災害復興計画のインベントリーづくりと復興計画の時系列的変容過程に関する研究」の一環として実施したものである。

補注

- [1] 追加理由は勅令公布の理由書によると“都市ノ保安上防空防火防水防砂防潮ノ如キ諸施設ニ必要ナル土地収用又ハ使用ハ都市計画法第十条ノ規定ニ依リ之ヲ為レ得ル途ヲ開クガ為第二十一条中ニ之ヲ追加スル”とある。
- [2] 東京市、川崎市、横浜市、横須賀市、静岡市、能代市、宇都宮市、福島市、白河市、鳥取市、会津若松市、四日市市、名古屋市、浜松市、清水市の15都市
- [3] 『都市計画必携』（都市研究会、1928.10）に街路網、地域の決定標準がみられることから、昭和8年以前に設計標準的なものは存在していたといえる。
- [4] 災害後の復興事業に対する国庫補助の事例は、各年度の『帝国歳入歳出予算』（大蔵省主計局編纂）によると、戦前は関東大震災を除けば昭和三陸地震、函館大火、阪神大水害、静岡大火、鳥取地震、東南海地震の6事例しかない。

参考文献

- 1) 越沢明：大災害と復旧・復興計画、岩波書店、pp.29-52、2012.3
- 2) 越山健治：災害後の都市復興計画と住宅供給計画に関する事例的研究、pp.16-57、2001
- 3) 越山健治・室崎益輝：災害復興計画における都市計画と事業進展状況に関する研究-北但馬地震（1925）における城崎町、豊岡町の事例-、都市計画論文集、vol.34、pp.589-594、1999

- 4) 島崎武雄・山木滋・首藤伸夫：昭和8年三陸大津波後の復興事業とその今日的意義，日本土木史研究発表会論文集，第3号，pp.63-73，1983
- 5) 坂口美加・室崎益輝・大西一嘉：昭和9年函館大火の復興計画に関する研究，都市計画論文集，第23号，pp.475-480，1988
- 6) 昌子住江：1938年阪神大水害と神戸の復興計画，土木史研究，第13号，pp.421-428，1993
- 7) 山浦直人・伊東孝・伊東孝祐・大沢昌玄：1947年飯田大火と復興計画，土木史研究・講演集，vol.33，pp.23-31，2013
- 8) 大沢昌玄・岸井隆幸：災害復興土地地区画整理事業の実態，土木計画学研究・講演集，vol.32，2005
- 9) 大沢昌玄・岸井隆幸：戦災復興と同時期に行われた災害復興土地地区画整理事業に関する基礎的研究-戦災復興との違いと事業推進思想-，土木史研究・講演集，vol.33，pp.17-22，2013
- 10) 大沢昌玄・岸井隆幸：災害復興土地地区画整理事業の施行者に関する基礎的研究-旧都市計画法期における組合施行による復興の実施実態，都市計画論文集，vol.48-3，pp.711-717，2013
- 11) 築瀬範彦：災害復興のための土地地区画整理の形成過程に関する制度史的考察，土木史研究・講演集，vol.32，pp.59-66，2012
- 12) 石田頼房：日本における土地地区画整理制度史概説 1870～1980，総合都市研究，第28号，pp.45-78，1986
- 13) 平野敏佑編：環境・災害・事故の事典，丸善，pp.519-523，644-645,758,810-811，2001.3
- 14) 藤野至人：日本火災史と外国火災史，日本消防学会，pp.84-159，1940.9
- 15) 損害保険料率算定会：日本の大火 明治元年～昭和20年，技報堂，pp.118-142，1956.1
- 16) 内務省社会局：大正震災志 上，pp.526-568,754-973,993-1033,1064-1065,1132-1158,1184-1193,1226，1926.2
- 17) 兵庫県：北但震災誌，pp.2-3，1926.12
- 18) 岐阜県：昭和五年水害及電害報告，pp.3-16,50-53，1931.3
- 19) 海洋気象台：海洋気象台彙報 第39号 北伊豆地震調査報告，p.21，1931.5
- 20) 神奈川県：昭和七年十一月風水害誌，pp.3-16，1933.7
- 21) 内務大臣官房都市計画課：三陸津浪に因む被害町村の復興計画報告書，pp.14-19，1934.3
- 22) 石川県：昭和九年石川県水害誌，pp.78-87，1935.12
- 23) 大阪府：大阪府風水害誌，pp.9-10，1936.1
- 24) 兵庫県：昭和九年風水害誌，pp.10-35，1935.3
- 25) 中村町：中村町風水害史，pp.28-29，1938.6
- 26) 群馬県：昭和十年群馬県風水害誌，pp.26-27，1937.6
- 27) 中央気象台：昭和十一年二月二十一日河内大和強震概報，pp.8-10，1936.2
- 28) 鹿児島県：昭和十三年鹿児島県肝属郡地方風水害誌，pp.20-21，1940.1
- 29) 神戸市：神戸市水害誌，p.147，1939.7
- 30) 中央気象台編：昭和十九年十二月七日 東南海大地震調査概報，pp.28-67，1945.2
- 31) 内閣印刷局：官報，各号，1920～1945
- 32) 土地地区画整理誌編集委員会：土地地区画整理のあゆみ 土地地区画整理法施行 40周年記念，日本土地地区画整理協会，pp.277-424，1996.3
- 33) 横須賀市震災誌刊行会：横須賀市震災誌，横須賀日日新聞社，pp.291-335，1932.5
- 34) 豊岡町：乙丑震災誌 下巻，pp.4-8，1942.10
- 35) 文献21)，pp.42-50
- 36) 清水日日新聞社：岳麓大観，清水日日新聞社，pp.1-8，1934.9
- 37) 文献17)，pp.133-134
- 38) 大霞会編：内務省史 第三巻，財団法人地方財務協会，pp.197-198，1971.6
- 39) 堺市：堺市風水害誌，pp.602-686，1936.11
- 40) 内閣印刷局：官報，第3740号，p.250，1925.2
- 41) 内閣印刷局：官報，第4076号，p.776，1926.3
- 42) 文献39)，p.614
- 43) 内閣印刷局：官報，第254号，pp.24-25，1927.11
- 44) 公文雑纂・昭和十年・第四十一巻・都市計画六・堺都市計画追加変更ノ件（国立公文書館所蔵）
- 45) 内閣印刷局：官報，第2479号，p.352，1935.4
- 46) 内閣印刷局：官報，第2481号，p.437，1935.4
- 47) 公文雑纂・昭和九年・第四十七巻・都市計画十・堺都市計画街路中変更ノ件（国立公文書館所蔵）
- 48) 文献24)，pp.198-204
- 49) 内閣印刷局：官報，第3734号，p.74，1925.2
- 50) 内閣印刷局：官報，第817号，pp.421-422，1929.9
- 51) 内閣印刷局：官報，第2256号，p.222，1934.7
- 52) 内閣印刷局：官報，第2481号，p.437，1935.4
- 53) 内閣印刷局：官報，第2508号，p.440，1935.5
- 54) 公文雑纂・昭和十年・第四十五巻・都市計画十・尼崎都市計画土地地区画整理決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 55) 公文雑纂・昭和十八年・第百五十七巻・都市計画二十一・岩手県大船渡都市計画街路決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 56) 文献39)，pp.722-724
- 57) 内務大臣官房都市計画課：三陸津浪に因む被害町村の復興計画報告書，附図図面19，1934.3
- 58) 公文雑纂・昭和十一年・第五十五巻・都市計画二十・大宮都市計画街路決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 59) 文献24)，pp.201-203，1935.3
- 60) 公文雑纂・昭和十年・第四十一巻・都市計画六・堺都市計画防潮堤並同事業及其ノ執行年度割決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 61) 公文雑纂・昭和十年・第四十四巻・都市計画九・西宮都市計画防潮堤決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 62) 公文雑纂・昭和十年・第四十四巻・都市計画九・西宮都市計画街路中追加決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 63) 公文雑纂・昭和十年・第四十三巻・都市計画八・西宮都市計画精道村下水道決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 64) 公文雑纂・昭和十六年・第九十五巻・都市計画十八・青森県三本木都市計画街路中変更ノ件（国立公文書館所蔵）
- 65) 鳥取県：鳥取県震災小誌，pp.97-105，1944.9
- 66) 公文雑纂・昭和八年・第四十五巻・都市計画五・鳥取都市計画街路決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 67) 飯沼一省：都市計画，自治行政叢書第10巻，常磐書房，p.189，1934.5
- 68) 石田頼房・池田孝之：建築線制度に関する研究・その一，総合都市研究，第6号，pp.33-72，1979
- 69) 公文雑纂・昭和十三年・第五十三巻・都市計画二・志津川都市計画土地地区画整理決定ノ件（国立公文書館所蔵）
- 70) 山田正男：防空的都市計畫並にその誘導，第1回東亜道路技術會議論文報文要旨，pp.111-112，1942
- 71) 公文雑纂・昭和九年・第四十二巻・都市計画五・函館都市計画地域変更ノ件（国立公文書館所蔵）

(2014.4.7 受付)